

第3章 整備エリアにおける景観デザインの検討

第3章 整備エリアにおける景観デザインの検討

3.1 景観に関する上位計画の整理

3.1.1 景観デザイン上の指針

沼津市において、建築物をデザインするにあたって留意すべき上位計画及び指針は以下のとおりである。各計画及び指針に定められた内容を整理する。

(1) 沼津市景観計画

「沼津市景観計画」は、景観法第8条に基づく計画であり、より良好でうるおいのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めるために策定された。基本目標及び景観形成方針は以下の通り。

—基本目標—

緑と水と街並みの美しい沼津を創る

—景観形成方針—

1：緑ゆたかな山地・丘陵地等の景観保全

④市街地に接する山、斜面緑地景観の保全

香貫山、徳倉山、鷲頭山など市街地に隣接する山は、市民のレクリエーションの場、富士山などの絶景を提供する眺望場所、市街地の後背の斜面緑地として景観上重要であるため、適切な保全に努めます。

2：うるおいのある水辺地の景観保全・修景

③河川景観の修景

狩野川は市の中央を流れ、自然系の景観軸となっています。河川護岸等修景やライトアップなどにより、河川景観の向上に努めます。また、黄瀬川やその他の河川も、それぞれの地域において重要な役割を担っているため地域特性にあわせた修景に努めます。

4：快適で魅力ある都市施設景観の形成

③公園・緑地景観の形成

公園緑地は、まちの中の緑を補い、市民のレクリエーションや憩いの場となっています。地形や植生など地域の自然や特性を生かし、周辺景観との調和に配慮した公園整備を行うとともに、適切な維持管理を推進し、良好な公園・緑地景観を形成します。

④公共建築物等の景観の向上

多くの人々が利用する公共建築物等は、まちの景観を構成する大きな要素であるため、市や地域の良好な景観形成のために、先導的な役割を担う必要があります。公共建築物等の整備改修にあたっては、地域景観との調和に配慮した、美しい景観の創出に努め、地域景観の向上に繋がります。



図3.1-1 沼津市景観計画 沼津市景観形成方針図

表3.1-1 沼津市景観計画 市域全体の景観形成基準 [建築物]

ア 景観形成基準

項目	制限内容
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>周辺や背景の自然景観やまち並み景観と調和する形態、意匠とすること。</u> ・ <u>外壁、屋根など外観の色彩は、周辺の自然景観やまち並み景観との調和を図ること。</u> ・ <u>壁面は、単調なデザインによる圧迫感を少なくするよう努めること。</u> ・ <u>屋根形状は、勾配屋根とするなど、後背の自然景観や周辺のまち並み景観との調和に努めること。</u> ・ <u>付帯設備は、できる限り露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合は、建築物全体との調和を図ること。</u>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺のまち並み景観の中で、できる限り突出した印象を与えないよう努めること。
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面する部分には、歩行者の滞留空間となる公開空地の確保に努めること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内の道路に面する部分ではできる限り緑化を図ること。

イ 変更命令基準

項目	制限内容
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外観の色彩の制限は、日本産業規格 Z8721 [色の表示方法—三属性による表示] (以下、マンセル値と呼ぶ。) において、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>0.0R～10R 彩度4以下とする。</u> ② <u>0.0YR～5Y 彩度6以下とする。</u> ③ <u>上記以外の色相 彩度2以下とする。</u> ・ ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩 ② 建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ③ 他の法令等に基づき使用される色彩 ④ 市長が特別の理由があると認める色彩

※届出対象行為に基づき届出された行為が「景観形成基準」に適合しない場合は、景観法第16条第3項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することとなります。同様に、「変更命令基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項に基づき、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることとなります。

(2) ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）

静岡県「ふじのくに色彩・デザイン指針」は地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全をはかることを目的として、景観的に優れた設計、工事、維持管理等を行うために、必要な視点や考え方等景観形成の方針を示すものである。第2章ルール編及び第3章教養編の中で、各構造物に対して以下のとおり方針及び留意事項が記載されている。

—公共建築物—

- 1：地域特性や自然環境を把握し、周辺の景観との調和や外部視点場からの見え方等に留意した配置とする。
- 2：地域特性や自然環境を把握し、周辺の景観との調和や外部視点場からの見え方等に留意した形態及びデザインとする。
→利用者に圧迫感を与えないように努める。
- 3：周辺の景観と調和する色彩とするとともに、地域の風土、歴史、文化等を踏まえた素材の活用に努める。
→3-A：耐久性があり、汚れにくい等、維持管理に優れた素材を使用するように努める。
→3-B：地域産の木材、石材、瓦など地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらの地域特性のある素材を使用するように努める。
- 4：建築物の周囲や敷地内の積極的な緑化に努める。
→4-B：樹種や植栽位置を工夫する等、季節やゆとりが感じられるように努める。
- 5：建築物と地域を結ぶ開放的な空間の確保に努める。

—道路—

- 1：道路の線形は、周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、周辺景観を大きく損なわないように工夫するとともに、道路からの眺望の確保にも留意する。
- 2：路面や道路附属物等は、周辺の自然やまちなみなどの状況に応じた色彩や質感の素材を使用するなど、周辺景観との調和や景観の連続性を確保するよう工夫する。
- 3：周辺の状況や事業の特性に応じた緑化を行うほか、人が滞留し憩うことができる場を設けるなど、潤いのある景観を創出するよう工夫する。
- 4：トンネルの出入口などの道路構造物は、シンプルな形態や意匠とするほか、周辺を緑化するなど、周辺に対する違和感を軽減するよう工夫する。

—防護柵—

■色彩

●色彩の留意事項

		塗装面積小 ガードパイプ、ガードケーブル等	塗装面積大 ガードレール
山間地	森林（針葉樹） 地形優先	ダークグレー（ダークブラウン）	ダークグレー（ダークブラウン）
	森林（広葉樹）		グレーベージュ
田園地	茶畑・果樹園 芝地・田 農山村集落・荒地	ダークブラウン	
	住宅地		
商業地			
	工業地	工業地	
自然地		湖・河川 海岸・港湾・漁港・漁村集落	ダークブラウン
	歴史的まちなみ	歴史的まちなみ地域	ダークブラウン又はダークグレー

※工業地及び自然地において、塩害などの対策が必要な箇所は亜鉛メッキも候補とする。

（初期の光沢が景観上好ましくない場合は、リン酸亜鉛処理を検討）

※周辺がYR系を基調としない、比較的明るい色彩を基調とした地域においては、オフグレー（5Y7/0.5程度）も候補とする。

図3.1-2 ふじのくに色彩・デザイン指針 色彩の留意事項 [防護柵]

■デザインの留意事項

- 安全性や機能性を確保できる必要最小限の構造により、できる限りすっきりとした形態とする。特に、絵やレリーフ等の付加的な装飾を避けること。
- 自然景観などへの眺望を確保する必要がある地域では、透過性の高い構造を採用すること。
- 人が多く集まる場所においては、歩行者が直接触れることに対する配慮を行うこと。
- 新設及び更新時には、地域の交通特性を鑑みて、防護柵によらない安全性の確保について検討すること。
- 同一の場所で縦柵・横柵など種類の異なる防護柵が混在すると煩雑な印象となるため、形状を統一すること。

—公園—

- 1：地域の歴史や文化を取り入れた整備や、水や緑の積極的な活用などにより、人が滞留し眺望を楽しむ場としての役割を果たすなど、地域のより良い景観を創出するよう工夫する。
- 2：公園は幅広い年齢層の人たちが快適に利用できる空間となるよう整備することが重要である。そのため、施設の形態や意匠等は、周辺の景観に調和するとともに、親しみやすい雰囲気となるよう工夫する。

— 舗装 —

■色彩・デザインの留意事項

(車道部の留意事項)

- 同一車線内では、舗装の材料・色調等を統一し、連続性の確保に努める。
- 市街地部の道路や歴史的まちなみでは、落ち着いた印象を与える控えめな意匠や色彩を検討する(周辺の建物外壁よりも低彩度・低明度が望ましい。)

(歩道部の留意事項)

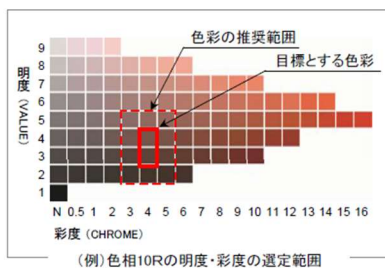
- 舗装の色彩は、地域の背景色となる色調に合わせるなど、歩道が目立ったものとならないよう配慮する。
- 歩道や自転車道は走行性を確保した上で、沿道建物などの周辺施設や地域環境、道路の性格にふさわしい舗装を検討する。
- 歩道と自転車道が併設されている場合、その違いを示す際には、視認性を確保しながらも、道路空間全体の色彩環境を考慮する。

■カラー舗装等における色彩・デザインの留意事項

- カラー舗装は、場所によって様々な意味を持たせており、利用者に意図が伝わらないこともある。そのため、目的に応じて統一的な色彩を用いることが求められる。
- 表面への塗装は、通行区分の違いや注意喚起等の情報を、視覚的に表現するものである。そのため、利用者が認識することができる程度の変化をつける表示で十分である。過度に目立つものを採用すると、周辺景観から突出した印象を与えるなど沿道景観を阻害することもあるので注意が必要である。これらの整備においては、設置面積や色彩を工夫して、安全と景観を両立することが基本である。
- アスファルトの表面に塗料を塗布しただけの着色舗装は、車道部分に施工すると摩耗劣化しやすい傾向にある。そのため、全面塗装ではなくライン塗装などの検討が望まれる。また、安全対策を目的に施工する場合は、その機能を保持するためにも定期的な維持管理や補修に努める。

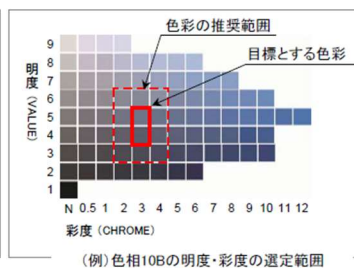
注意喚起

歩車道区部や交差点などの注意喚起に用いられるR系(赤系)の色相は、大面積で用いると景観に与える影響が大きい。彩度は4程度、明度は3~4程度とすると、落ち着いた色となる。



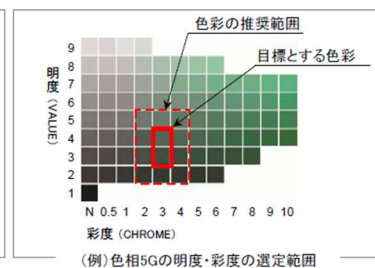
自転車通行帯等

自転車専用通行帯等に用いられるB~PB系(青系)の色相は、まちなみに少ない色であり、高い彩度では景観に与える影響が大きい。彩度は3程度、明度は4~5程度とすると落ち着いた印象となる。



スクールゾーン等

スクールゾーン等に用いられることが多いG系(緑系)の色相は、まちなみに少ない色であり、高い彩度では景観に与える影響が大きい。彩度は3程度、明度は3~4程度とすると落ち着いた印象となる。



「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」より(平成29年 国交省)

図3.1-3 ふじのくに色彩・デザイン指針 カラー舗装等における色彩の推奨範囲

—法面・擁壁—

- 法面は、擁壁と組み合わせて規模を抑えるなど、できる限り地形や植生等の自然の改変を抑えるよう工夫する。
- 法面の構造及び形態は、できる限り周辺の景観と調和させ、緑化に努めること。
- 擁壁は、規模をできる限り抑えるなど圧迫感を緩和するよう配慮するとともに、周辺景観への違和感を軽減するよう、仕上げ等を工夫する。

—植栽—

- 地域に長い間育っている樹木は、地域の景観を特徴付けるものであり、人々が快適な暮らしを営む上でも重要な要素となっている。樹木の生育には長い年月が必要なことから、景観資源としてできる限り活用することが望ましい。
- 花木や草花を活用するほか、中高木を組み合わせるなど周辺のまちなみに彩りや季節感を与えるよう工夫する。

3.1.2 上位計画の景観デザインでの留意点まとめ

沼津市景観計画及びふじのくに色彩・デザイン指針を踏まえて、本整備エリアの景観デザイン検討にあたって留意すべき事項を以下カテゴリに分類、整理した。

○建物配置

- * 美しい山並み等の眺望景観を阻害することがないように配置を工夫する。
- * 周囲の建築物やまちなみとの配置の連続性に配慮する。
- * 敷地内にある建築物等の配置の全体的なまとまりを考慮する。
- * 敷地内にある樹木を修景に活かすよう配置を工夫する。

○形態・意匠

- * 周辺や背景の自然景観や街並み景観と調和する形態・意匠とする。
- * 壁面は単調なデザインによる圧迫感を少なくする。
- * 大規模な建築物は、屋根、壁面、開口部等のデザインを工夫し、利用者に圧迫感を与えないように努める。
- * できる限り突出した印象を与えないよう努める。
- * 背景となる山並みの稜線を阻害することがないように建築物等の高さを抑える等の工夫をする。
- * 周囲の建築物の高さや壁面の位置等との連続性を考慮する。
- * 勾配屋根とするなど、後背の自然景観や周辺のまち並み景観との調和に努める。
- * 屋根や屋上等の形態及びデザインは、特に周辺の景観との調和に努める。

○素材

- * 耐久性があり、汚れにくい等、維持管理に優れた素材を使用するように努める。
- * 地域産の木材、石材、瓦など地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域ではこれらの地域特性のある素材を使用するように努める。

○色彩

- * 外壁・屋根など外観の色彩は、周辺の自然景観やまち並み景観との調和を図る。
- * 敷地内にある建築物等の形態及びデザインの全体的なまとまりを考慮する。
- * 建築物の外観の色彩の制限は以下の通りとする。
 - 0.0R～10R 彩度4以下とする。
 - 0.0YR～5Y 彩度6以下とする。
 - 上記以外の色相 彩度2以下とする。
- * ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。
 - 建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩。
 - 建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩。
 - 他の法令等に基づき使用される色彩や市長が特別の理由があると認める色彩。

○その他外構等

・外構

- * 垣、柵、塀、門等の外構は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとするとともに、生け垣等の自然素材の活用に努める。
- * 法面・擁壁等はできるだけ周辺の景観と調和させる。
- * 敷地の境界部にはできる限り柵や垣根等を設けず、利用者が気軽に立ち寄ることができるように開放的な空間構成とする。
- * 歩いて楽しい美しい歩行空間を整備する。
- * 自転車利用を促進する通行帯や駐輪場を整備する。

・緑地

- * 地形や植生など地域の自然や特性を活かす。
- * 敷地内はできる限り緑化を図るように工夫する。
- * 樹種や植栽位置を工夫する等、季節やゆとりが感じられるように努める。
- * 良好な景観を形成している樹木や地域で親しまれている樹木は、できる限り保存又は移植を行い、敷地内の緑化や建築物の修景に活かすように工夫する。
- * 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、できる限り緑化等により修景し、まちなみや隣接する敷地と調和を図るように努める。

・付帯設備

- * できる限り露出させない。（やむを得ず露出させる場合は建築物との調和を図る）
- * 付属施設は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとなるように努める。
- * 避難設備、高架水槽等は、防災性及び安全性等に支障のない範囲内で遮へいするか、あるいは目立たないように設置する。

3.2 全国の類似事例からの特徴の抽出

3.2.1 全国の類似事例からの特徴の抽出

全国の類似事例から、景観デザインを構成するカテゴリごとに、参考となる特徴的な内容を抽出する。

(1) 建物配置

◆ 通りに面した顔づくりと広場を中心とした一体感のある施設構成

- ・エコセンターとエコプラザ両施設+の中間の位置にイベント広場を配置し、広場を中心とした一体的で連続感のある施設構成としている。
- ・敷地東側の中央通り及び西側道路に面する施設の顔づくりを行い、敷地周辺の状況に配慮したデザインとしている。
- ・敷地東側の中央通り及び西側道路に面する施設の顔づくりを行い、敷地周辺の状況に配慮したデザインとしている。
- ・建物の顔づくりの要素として、ファサードにテラコッタルーバーを用いることで、歩行者の動く視点に対し、様々に変化して見えることを狙っている。

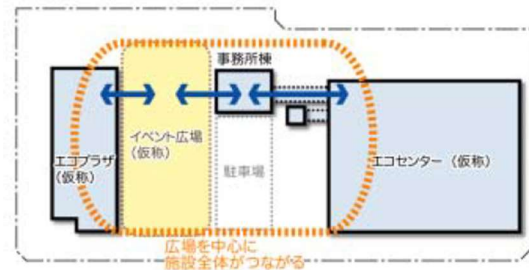


図3.2-1 施設イメージ [武蔵野クリーンセンター]

◆ エリア全体で緑を連続させる配置計画

- ・「森の中の再生工場」という全体コンセプトのもと、周囲の「大きな自然」と一体感を生み出すよう、壁面緑化・屋上緑化による「小さな自然」を計画している。
- ・芝生の広場や緑地帯を設け、周りの自然とのつながりを図り、全体コンセプトを表している。



図3.2-2 施設イメージ [豊中市伊丹市クリーンランド リサイクルプラザ]

(2) 形態・意匠

◆ 屋根を特徴のあるデザインとし、一体感を演出

- ・ごみ焼却施設、余熱利用施設、管理・啓発施設それぞれ高さ、サイズが違う建物を屋根形状に一定のリズムを持ったデザインとすることで全体的な統一感を出している。



図3.2-3 施設イメージ [ふじみ野市 三芳町環境センター]

◆ シンボリックな大屋根で施設の顔を形成

- ・前面道路面に対して建物を包むかたちの大屋根で覆うことで、バラバラなボリュームの建物を一体的に見せている。



図3.2-4 施設イメージ [今治市クリーンセンター]

◆ 屋根を特徴のあるデザインとし、一体感を演出

- ・港清掃工場は東京湾に浮かぶ花びらをイメージしたもので、上空から見下ろされることも加味し、屋根のデザインにも配慮している。
- ・四方から見て、きれいなフォルムとなる様に、屋根の形状に曲線をうまく用いるとともに、大壁面から受ける威圧感を和らげるため、壁面や屋根をセットバックさせ分割したデザインが特徴的である。



図3.2-5 施設イメージ [港清掃工場]

◆ 外装に特徴的な曲線を使ったやわらかく優しいデザインを付加

- ・ 壁面や煙突に曲線を用いた外装デザインを付け加えることで、利用者に圧迫感・威圧感を与えない計画としている。
- ・ 施設前面の公園とは大階段やテラスにより連続的につながっている。
- ・ 市が掲げる「健幸（けんこう）・スポーツ都市」宣言を体験できるよう、利用者は屋上広場にて複数の遊具やランニングコースを利用することができる。



図3.2-6 施設イメージ [久喜市ごみ焼却施設]

◆ 異なる形態をブリッジでつなぎ、一体感を形成

- ・ 四角方形のごみ焼却施設と特徴のある円形プランの余熱利用施設（プール・ジム・温浴施設等）を、ブリッジでつなぐことで、一体感を持たせている。
- ・ 加えて、建物高さも低い方から高い方へと配置することで、連続性も感じられる。
- ・ サイクリングロードに隣接しており、引き込みルートを設け、余熱利用施設横にサイクルステーションも設置している。

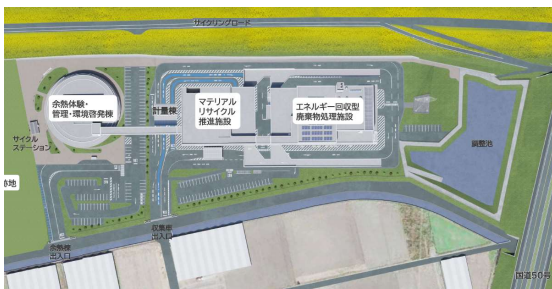


図3.2-7 施設イメージ [足利市新クリーンセンター]

(3) 素材/色彩

◆ 開放的なガラス張りの外壁とアクセントカラーを用いた一体感の演出

- ・ 通常の清掃工場のイメージとは違い、ガラスのCWを用いたデザインが、周囲に開かれたイメージを与えている。
- ・ 外壁の素材が違う建物ボリュームを青のアクセントラインで繋ぎ、一体感を持たせている。



図3.2-8 施設イメージ [町田市バイオエネルギーセンター]

◆ 内外装に地元産品の木材を用いたデザイン

- ・ 内外装には地元産品の木材等を用いて、温かみと潤いのある施設として設計している。



図3.2-9 施設イメージ [(仮) 高山市ごみ焼却施設]

◆ 周辺の緑と共生するアースカラー・建屋緑化

- ・ 施設の外観は温かみのあるアースカラー・壁面緑化によって周辺の緑と共生したデザインとしている。
- ・ 駐車場エリアの屋上に多目的広場が整備される予定であり、子供から大人まで集えるスペースとして、地域のコミュニティ拠点となる施設を目指している。



図3.2-10 施設イメージ [八王子市・館クリーンセンター]

◆ 自然資源（富士山と駿河湾）と調和した色彩

- ・ 水を意識したガラス材、土を表現した外装材と塗装、緑を表す壁面緑化パネルを採用。
- ・ 山・まち・海へと連なり、そして再び山へ廻るといふ富士市のマスタープラン[恵みの循環軸]に基づいた色彩を採用している。

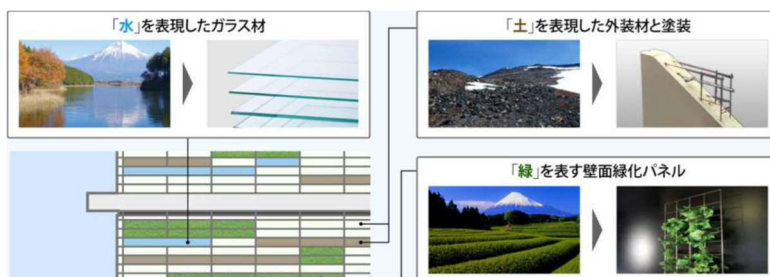


図3.2-11 施設イメージ [静岡県・富士市新環境クリーンセンター]

(4) その他外構等

◆ 屋上空間を活用した菜園・草地による緑化

- ・ 屋上には[ベジタブルガーデン]を整備することにより、イベントで収穫した野菜の試食ブースなども出店している。
- ・ [リサイクルガーデン]は市内の公園や空き地の土と、基盤材としてクリーンセンターに搬入された廃材を使った草地。



図3.2-12 施設イメージ [武蔵野クリーンセンター]

◆ 敷地周囲に緩衝緑地を設けたもの

- ・ 中央区清掃工場は狭い敷地でありながら、敷地周囲を緑地で取り囲み、基壇部をうまく活用して、緑あふれる工場にしている。
- ・ また、工場正面右側には、広がりのある緑地スペースを設けることで、沿道への威圧感を低減させている。



図3.2-13 施設イメージ [中央区清掃工場]

3.2.2 事例における景観デザイン上の配慮への特徴

極力、近年竣工もしくは建設中のなかでも景観デザインで特徴を持つ事例を取り上げた。いずれの案もいわゆる四角い工場にならない形態上の工夫や素材・色彩を採用することで、周辺景観・周辺住民への配慮がなされている。これらを参考に、今回の整備エリアの景観デザインにおいては、以下の事項に取り組む。

- ・建物や広場の配置に当たっては、整備エリアにまとまりを持たせ、利用者の利便性や賑わいを生み出せる工夫を行う。
- ・周辺景観へ配慮しながらも、新中間処理施設及び新余熱利用施設が一体感を得られ、かつ市民が親しみを持てるような特徴のあるデザインとする。
- ・外壁の色彩や建物緑化等により、周辺環境へなじんだ景観デザインを行う。

3.3 景観に関わる地域特性上の配慮事項

3.3.1 周辺環境及び敷地内からの見え方

北側幹線道路から前面道路へ入る交差点からは香貫山の稜線が見える。将来的に擁壁が設置されるため前面道路沿いからは敷地内の状況は見えにくいですが、敷地入口など擁壁が途切れた箇所からは山だけでなく整備エリアの建物も見えてくる。遠景からの視点としては、幹線道路からは辛うじて整備エリアの香貫山の稜線が見えるだけで、狩野川に掛かる香貫大橋から建物を視認することができる。

そのため、香貫山の稜線の見え方に配慮しながら、前面道路からの視線を主として、景観デザインの検討を行うものとする。

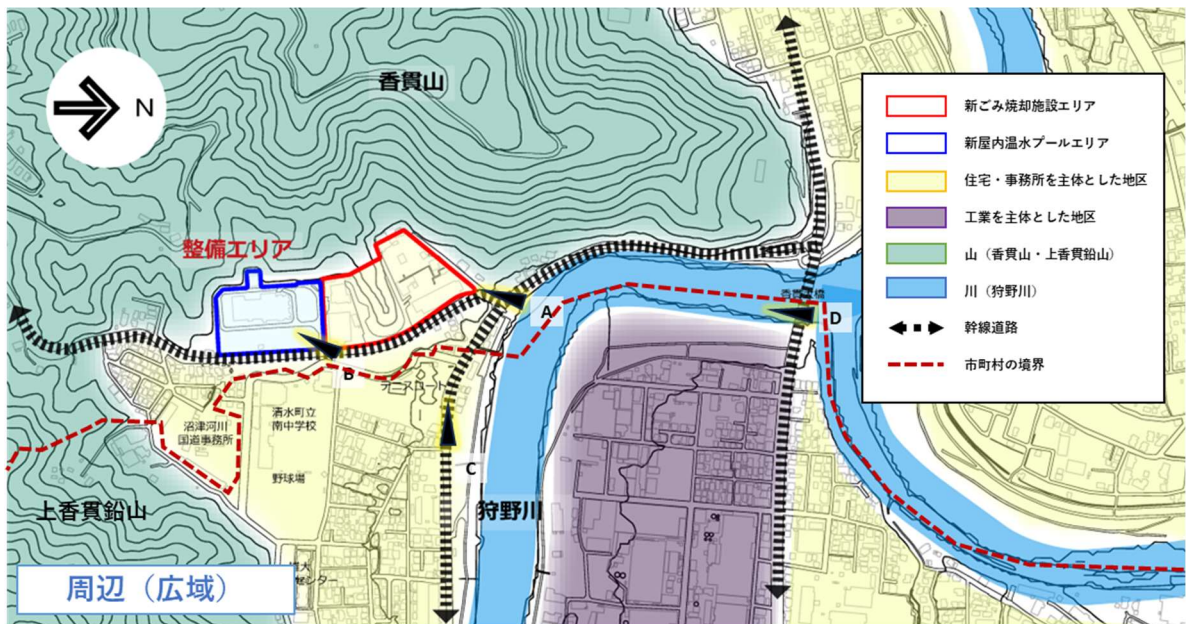


図3.3-1 周辺敷地から計画地の見え方 [広域]

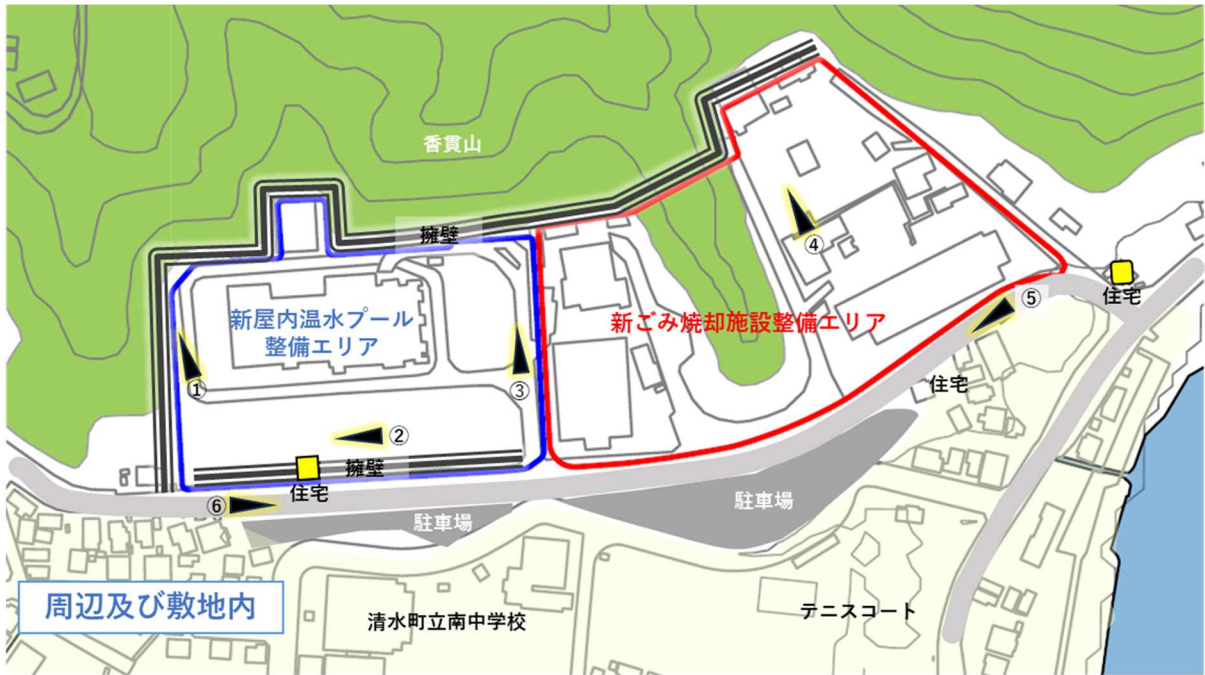


図3.3-2 前面道路及び敷地内からの見え方

3.3.2 周辺住宅への配慮

新中間処理施設の北東、前面道路を挟んで住宅が点在しているため、新中間処理施設建設後の影響を確認し、対応について検討を行う。なお、検討に当たっては、パース図作成のため想定した新中間処理施設の建物配置計画案を前提に確認を行う。(図3.3-3)

構造物を見たときの圧迫感は構造物までの距離のほかに、視線の仰角と相関関係にあり、圧迫感を感じ始める角度である 18° と対象物が全視野を占める 30° の間に見える部分がひとつの指標となる。(図3.3-4)

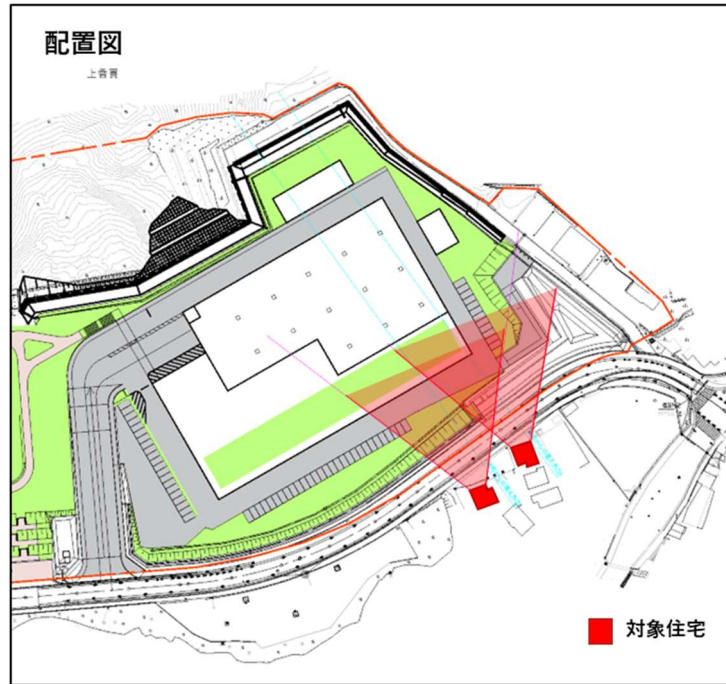
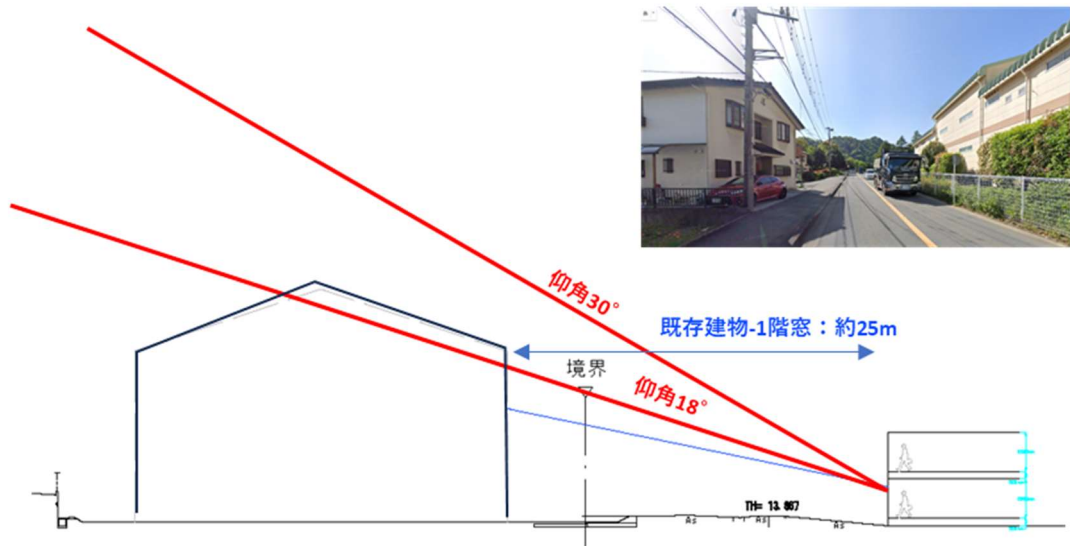


図3.3-3 近隣住宅から見える範囲

<p>仰角</p>	<p>仰角とは、対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。構造物の見えの面積とほぼ比例関係にある仰角を圧迫感の指標として用いる。仰角が大きいと圧迫感を感じる。</p>	<p><u>仰角は18°になると圧迫感を感じられ始め、30°では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る(メルテンスの法則)。</u>また、俯角10°付近は俯瞰景観における中心領域であるといわれており、対象道路事業実施区域がその周辺に位置する場合は目につきやすくなる。</p>	
<p>俯角</p>	<p>対象物の下端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。俯瞰景観においては、俯角が目につき易さの重要な指標となる。</p>		

図3.3-4 圧迫感を感じる角度について (国土技術政策総合研究所 研究資料より)

①現況



②計画案

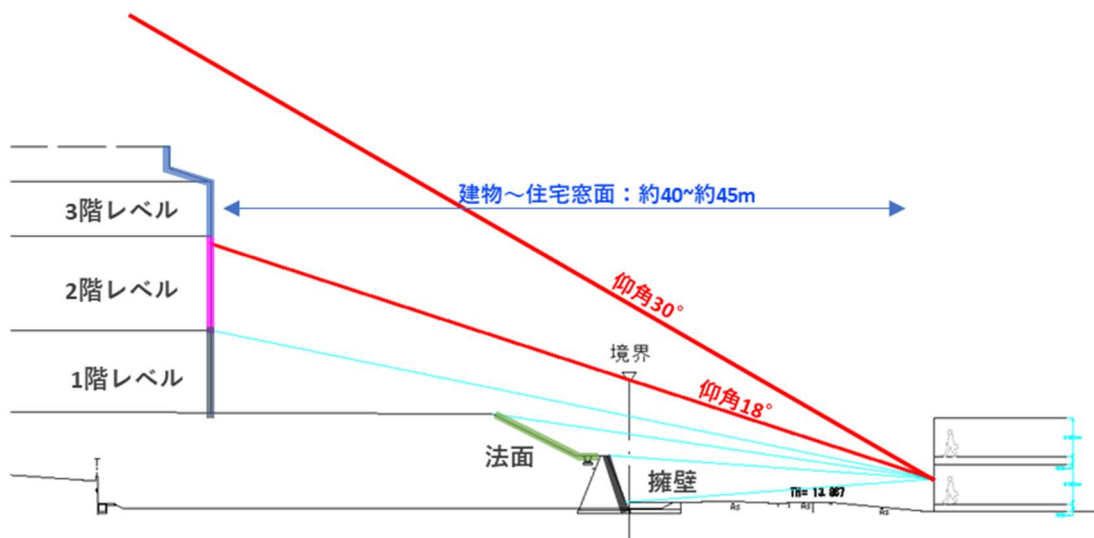


図3.3-5 前面住宅から建物の見え方 [上：現況、下：計画案]

現況の住宅から見た建物の関係は仰角18～30°の間は視線の抜けがあるものの、建物までの距離は約25mとかなり近接している。新中間処理施設建設後の状況は、3階レベルまで建物があった場合は仰角18°以上の範囲に入ってくるが、建物までは約40～45m程度の距離が確保されることで、圧迫感としては現況より緩和されるものとする。（図3.3-5）

一方で、周辺住宅からはパッカー車等の走行車両や建物1階に出てくるシャッター開口等が見えない配慮を行いつつ、建物壁面もある程度隠れるかたちで、前面道路側の植栽を計画するものとする。

3.3.3 その他地域特性上の配慮事項

その他地域特性の配慮事項としては、[第2章 2.1 ゾーニングプラン検討の与条件]の中で確認している。以下、配慮すべき事項を抜粋する。

(1) 擁壁・法面（前面道路側）

新中間処理施設側の擁壁は計画済み。前面道路に対し2～5mの高さとなる。新余熱利用施設側も前面道路との高低差があるため、擁壁が必要だが、基本的に現況の擁壁・法面を活かしたかたちとする。但し、新中間処理施設と異なり、前面道路からの施設の視認性を持たせたいため、法面の高さを押さえる等の検討を行う。

(2) 調整池

新中間処理施設側整備エリアの調整池はオープン式で計画済みである。

新余熱利用施設整備エリア内にも調整池が必要であるが、オープン式にした場合、敷地に制限が出るほか、利用者がエリア内を自由に動く前提では、安全管理上の問題も発生するため、原則、埋設式の調整池を想定する。

3.4 景観デザインの骨子について

3.4.1 上位計画・事例・地域特性調査のまとめ

上位計画及び全国類似事例、地域特性の調査から、外観デザイン及び景観、緑化計画に当たって配慮すべき項目を以下のとおり整理した。

表3.4-1 上位計画のまとめ

配慮すべき項目	上位計画での方針
建物配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美しい山並み等の眺望景観を阻害することがないように配置を工夫する ◆ 敷地内にある建築物等の配置の全体的なまとまりを考慮する
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺や背景の自然景観や街並み景観と調和する形態・意匠とする ◆ 壁面は単調なデザインによる圧迫感を少なくする ◆ 大規模な建築物は、屋根、壁面、開口部等のデザインを工夫し、利用者に圧迫感を与えないように努める ◆ できる限り突出した印象を与えないよう努める ◆ 背景となる山並みの稜線を阻害することがないように建築物等の高さを抑える等の工夫をする ◆ 周囲の建築物の高さや壁面の位置等との連続性を考慮する ◆ 屋根や屋上等の形態及びデザインは、特に周辺の景観との調和に努める
素材	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 耐久性があり、汚れにくい等、維持管理に優れた素材を使用するように努める ◆ 地域産の木材、石材、瓦など地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域ではこれらの地域特性のある素材を使用するように努める
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外壁・屋根など外観の色彩は、周辺の自然景観やまち並み景観との調和を図る ◆ 敷地内にある建築物等の形態及びデザインの全体的なまとまりを考慮する ◆ 建築物の外観の色彩の制限あり
その他 (外構等)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 垣、柵、塀、門等の外構は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとするとともに、生け垣等の自然素材の活用に努める ◆ 法面・擁壁等はできるだけ周辺の景観と調和させる ◆ 敷地の境界部にはできる限り柵や垣根等を設けず、利用者が気軽に立ち寄ることができるように開放的な空間構成とする ◆ 歩いて楽しい美しい歩行空間を整備する ◆ 自転車利用を促進する通行帯や駐輪場を整備する <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地形や植生など地域の自然や特性を活かす ◆ 敷地内はできる限り緑化を図るように工夫する ◆ 樹種や植栽位置を工夫する等、季節やゆとりが感じられるように努める ◆ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、できる限り緑化等により修景し、まちなみや隣接する敷地と調和を図るように努める。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ◆ できる限り露出させない（やむを得ず露出させる場合は建築物との調和を図る） ◆ 付属施設は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとなるように努める

表3.4-2 全国事例・地域特性調査のまとめ

配慮すべき項目	事例調査を踏まえた特徴の抽出	地域特性を踏まえた配慮事項の抽出
建物配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通りに面した顔づくりと広場を中心とした一体感のある施設構成 ◆ 緑を連続させる配置計画 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物背後にある香貫山への視認性を確保する ◆ 周辺住宅への圧迫感を軽減する
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋根を特徴のあるデザインとし、一体感を演出 ◆ シンボリックな大屋根で施設の顔を形成 ◆ 壁面・屋根を曲線化・分割させて威圧感を低減 ◆ 外装材を使った特徴的なデザイン ◆ 異なる形態をブリッジでつなぎ、一体感を形成 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開放的なガラス張りの外壁とアクセントカラーを用いた一体感の演出 ◆ 内外装に地元産品の木材を用いたデザイン ◆ 周辺の緑と共生するアースカラー・建屋緑化 ◆ 自然資源（富士山と駿河湾）と調和した色彩 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 香貫山等の周辺との調和を乱すことのない色彩とする
色彩		
その他（外構等）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋上空間を活用した菜園・草地による緑化 ◆ 敷地周囲に緩衝緑地を設けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 擁壁・法面の無い抜けを設ける工夫で、前面道路から敷地内への視認性を確保する ◆ 歩行者・自転車利用者に優しい道路空間を整備する ◆ 可能な限り広場空間を確保する

3.4.2 景観デザインの骨子

以下の内容を景観デザインの骨子として定め、整備エリアの景観デザインに当たって具体化を行う。

- ◆ 香貫山の景観を保全し、周囲や狩野川からの見え方等に配慮し、周辺環境に調和した景観デザインを行う。
- ◆ 施設、各部デザインには、沼津市景観計画及びふじのくに色彩・デザイン指針といった計画等の内容に十分配慮する。
- ◆ 基本コンセプトを反映した施設計画とするとともに、両整備エリアの統一感を持たせる。

上位計画のまとめで分類した項目ごとに上記の景観デザインの骨子の具体的な内容を以下の表にまとめる。これらは、新中間処理施設の要求水準書における〔外観デザイン・景観・緑化計画〕に記載するものとし、新余熱利用施設の基本計画においても内容を合わせたうえで同様の扱いとする。

表3.4-3 景観デザインの骨子の具体化〔外観デザイン〕

外観デザイン
<p>(1) 香貫山等の周辺景観に配慮したデザインとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * ふじのくに色彩・デザイン指針に指定された色彩制限を順守し、周辺との調和を乱すことのない色彩とする。 * 遠景・中景の視点場から見た場合、香貫山の稜線を阻害しない形状や高さ等工夫を行いながら行う。
<p>(2) 壁面の形状やデザインの工夫により威圧感・圧迫感を低減すると共に、ファサードデザインにアクセントを取り入れ、エリアへの興味、親しみ、来場意欲を喚起する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 前面道路等から見た場合も、建物による圧迫感を出さない為に高さ的にセットバックする等の配慮を行う。 * 高い建物は壁面を小さくするなどボリュームを低減させる。
<p>(3) 建物形状やデザインで統一感を持たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 広場や前面道路に対して特徴ある顔づくりを行う。 * 外壁や建物形状により整備エリアで一体感のあるデザインとする。 * 外装は、耐久性があり、汚れにくく、維持管理に優れた素材を使用する。
<p>(4) 景観に配慮した極力目立たない煙突とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 煙突はできる限り突出した印象を与えないデザインとする。

表3.4-4 景観デザインの骨子の具体化 [景観・緑化]

景観・緑化	
(1) 広場を中心とした開放的な空間構成とする。	<ul style="list-style-type: none"> * 新中間処置施設と新余熱利用施設では各建物の大きさや向きが異なるので、広場を中心とした整備エリア全体でのまとまりを考慮すると共に、相互に「行ってみたい」と思わせる配置計画、施設計画とする。 * 利用者が気軽に立ち入ることができるように開放的な空間とする。
(2) 周辺の自然資源を活かした緑化計画とする。	<ul style="list-style-type: none"> * 背後の香貫山や隣接する広場等と調和を図るよう緑化に努める。 * 地域の自然や特性を活かす。 * 季節やゆとりが感じられるよう植樹や植栽位置に配慮する。
(3) 建物・付帯施設・設備機器などは周辺からの見え方に配慮した計画とする。	<ul style="list-style-type: none"> * 洗車場や設備機器置場等は景観を損なうことが無いよう配慮すること。 * 市道側の法面際には低木や中木を植栽し、1階部分の車両、建物のシャッター開口などが見えない様にする。なお、常時、焼却施設が視認可能な周辺住宅からの視線を配慮するとともに、新余熱利用施設にかけて解放感を演出するよう、木の高さや間隔について、十分に配慮すること。 * また、将来的な施設の見え方や、メンテナンス性を考慮した植栽計画とすること。

3.5 外観デザインの検討

3.5.1 基本的な考え方

景観デザインの骨子にてまとめた外観デザインの方針から、整備エリアの外観デザインの基本的な考え方を以下にまとめる。

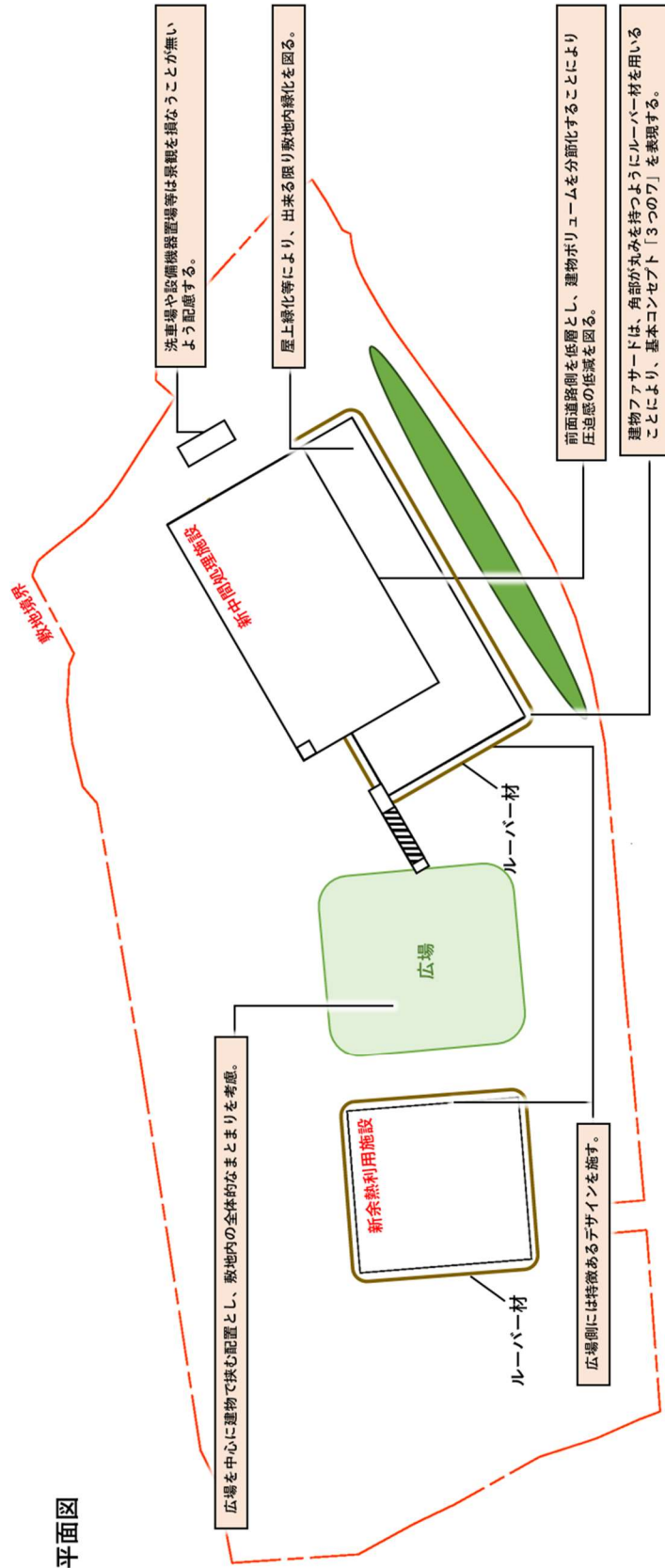


図3.5-1 外観デザインの具体的な考え方①

立面図

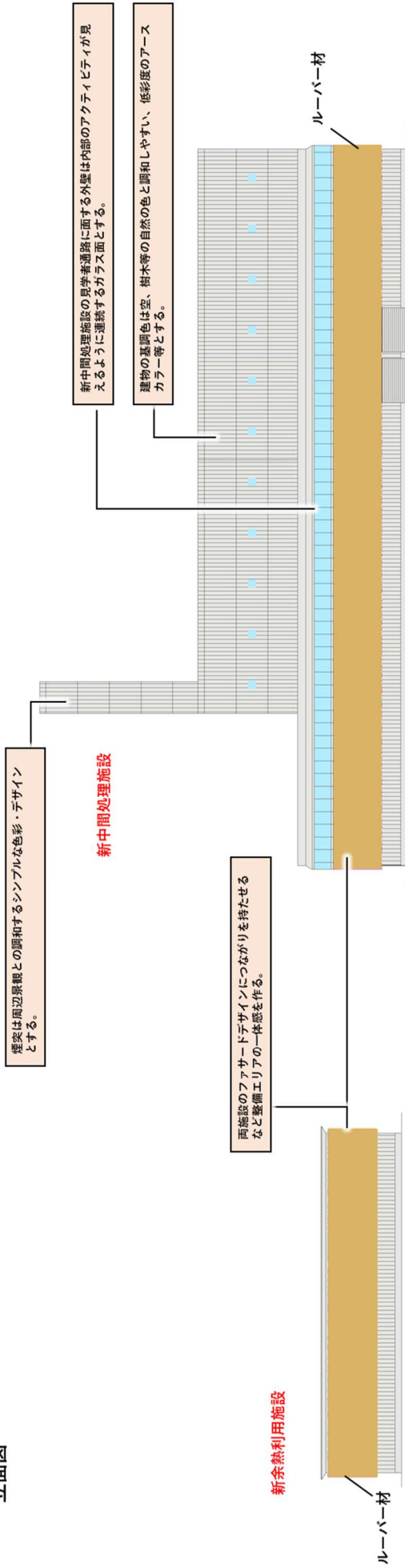


図3.5-2 外観デザインの具体的な考え方②

3.5.2 ファサード計画について

(1) 方針

- ・整備エリアにおける両施設の統一感を持たせたデザイン要素として、2階レベルを覆う外装材にルーバー材を用いたファサード計画とする。

(2) ルーバー材を用いる理由・メリット

- ・外壁材と切り離して設置するため、メーカーの建物提案に合わせて計画が可能。
- ・色を塗装だけとした場合、色彩の使用制限があることから大きな面積で使用できないが、ルーバー材は面として大きさを保ちながら、ピッチによって面積が調整できる。
- ・見る角度に応じて、見え方も変化し、多様な表情がファサードに生まれる。
- ・外壁面に出てくるガラリやベントキャップといった給排気口、大小のその他開口や微妙な壁面の凹凸や目地のずれなどを隠すことが可能であり、どの様な平面計画でも対応しやすい。
- ・ルーバー材により日射遮蔽機能が期待できる。
- ・（アルミ）ルーバー材は、建築材として非常に一般的であり、汎用性が高い。

(3) ルーバーデザインについて

①向き

- ・ルーバー材を縦使い（垂直）とすることで、視点の動きに合わせて見え方の変化を与える。
- ・縦使い（垂直）は横使い（水平）に比べ、水平面が小さいため汚れが溜まりづらく、メンテナンスが容易。

②位置（壁面からの距離）

- ・ルーバーは外壁の外側に設置する。
- ・外壁面のメンテナンス性や外壁面に出てくる排気口等を隠せるよう、外壁面から600mm程度離れた位置とする。

③形状・ピッチ

- ・ルーバー高さはおよそ6～7.5mとし、ルーバー材の製作限界から2分割とする想定である。
- ・材の形状は施工性や汎用性、経済性の観点から標準的な方形とし、W50xD100程度を想定する。
- ・ピッチについては、1スパン単位で開口率60～70%前後となる様に配置する。

(4) 配置パターン・色彩

- ・配置パターン及び色彩の塗分けは、複数バリエーションを示した中から別途検証を行う。（→次ページ以降参照）

立面・断面イメージ

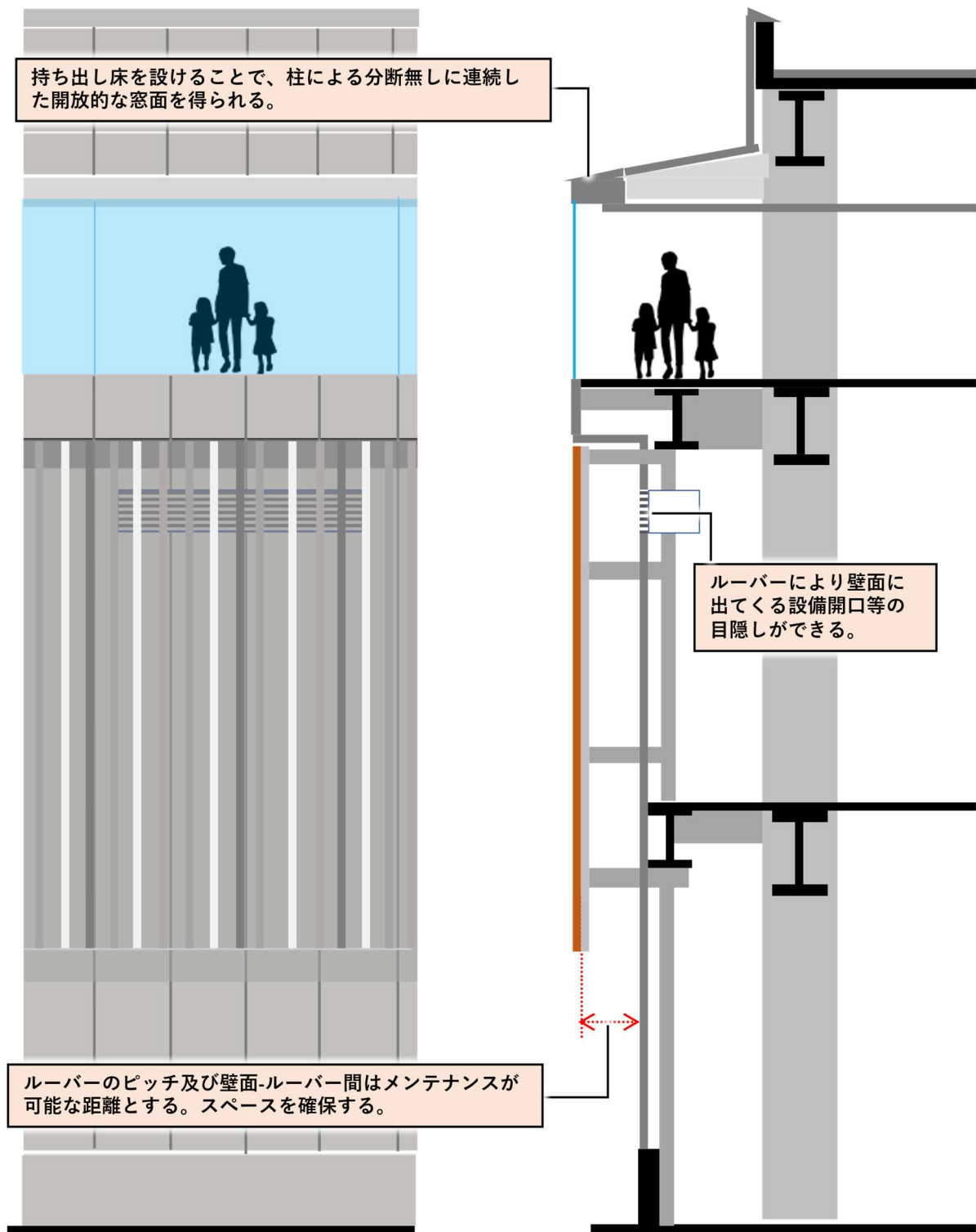


図3.5-3 立面・断面イメージ

3.5.3 ルーバー色彩検討

(1) シルバー案（水面反射案）

整備エリアの新余熱利用施設の水面が揺れるイメージや狩野川や沼津の海に空や木々、沼津の街並みが映り込む情景を重ね合わせたイメージを、反射を表す明るい色と映された影を表す濃淡2色をシルバー色の3色のルーバー材にて表現。シルバー色（基材色・二次電解色）を基調とした3色を、乱数を用いてランダムに配色することで、他のごみ焼却施設にない唯一性のあるデザインとしている。

背景となる外壁は、ルーバー材のシルバー色が際立つよう、暗めのウォームカラーを採用している。建物を全体的に低彩度に抑え、周囲へのよりなじむ計画としている。

ルーバー材の配色・ピッチ・ユニットの考え方は以下の通り。

- ・ 配色：シルバー系の3色
- ・ ユニット：半スパン1ユニットとして、3色をランダムに配置したユニットを3種類作成し、ランダムに配置。

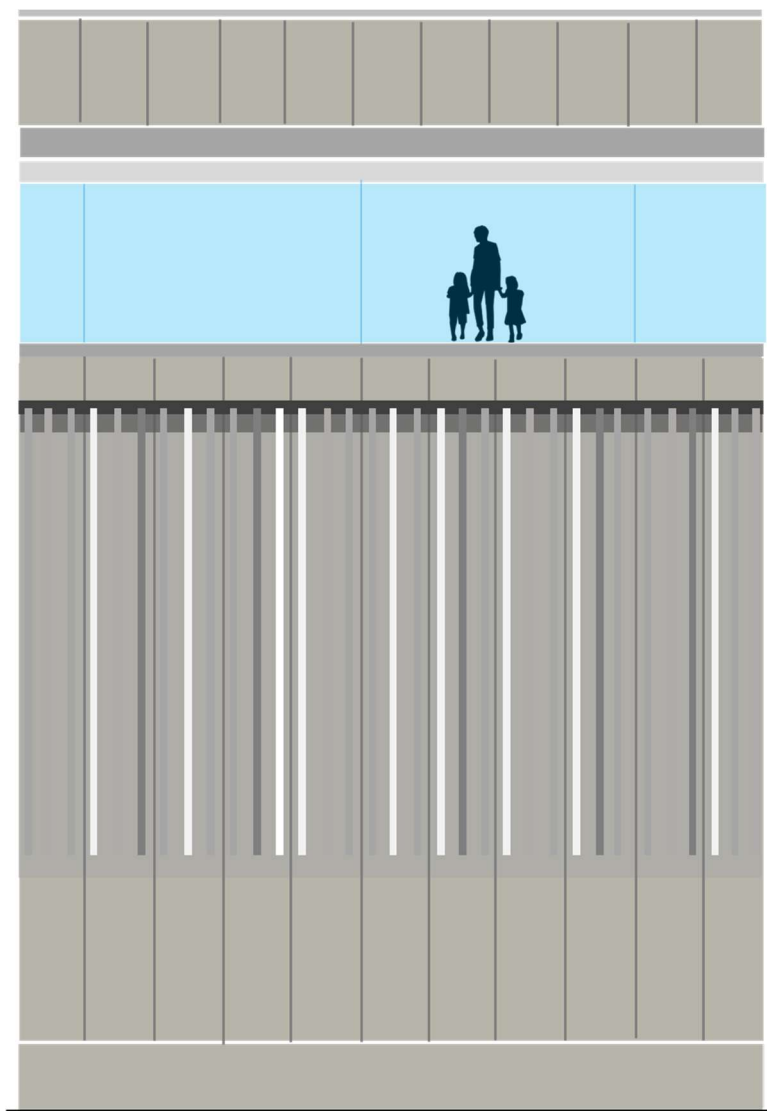
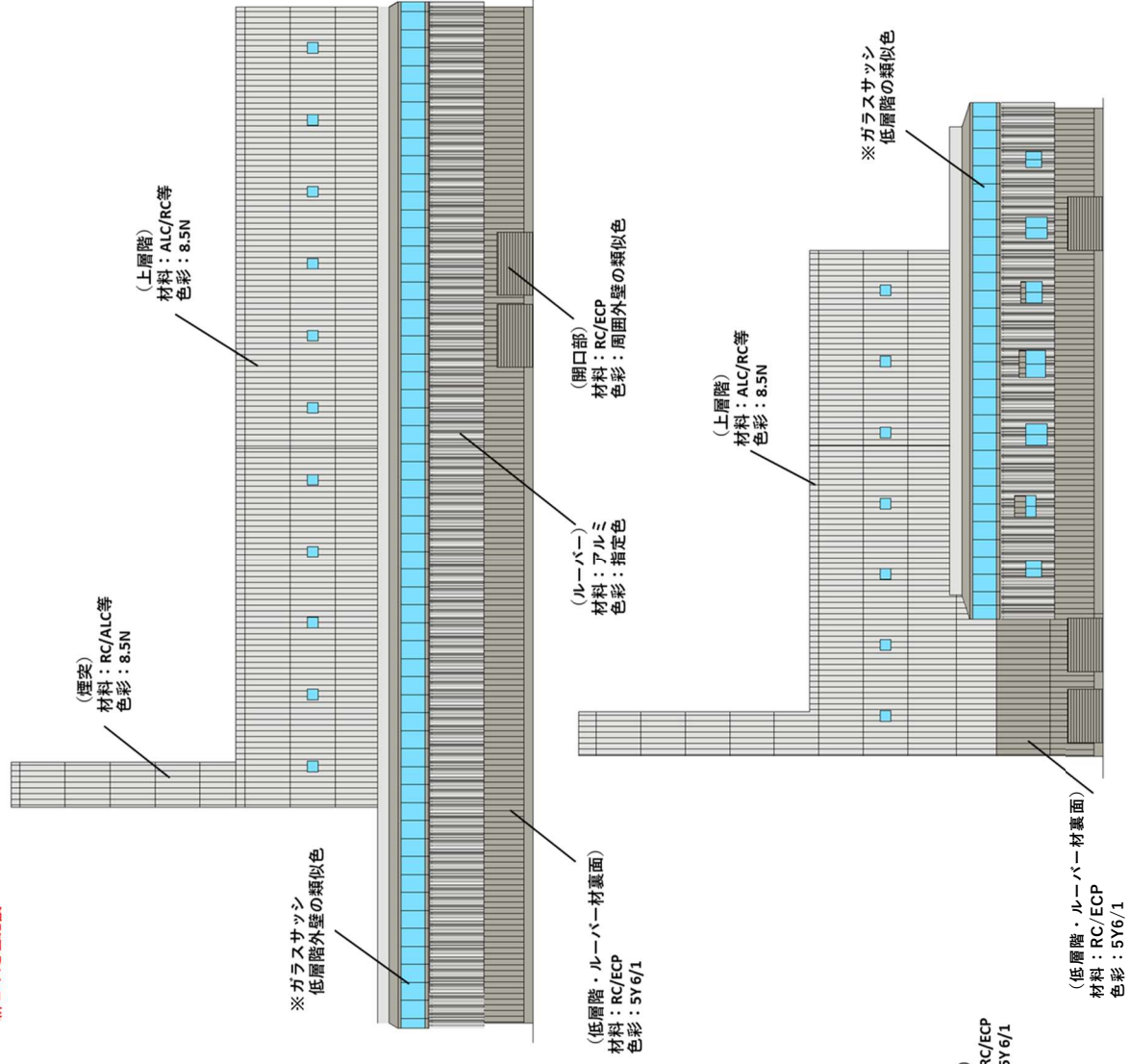


図3.5-4 ルーバーカラーイメージ図 [シルバー案]

新ごみ処理施設



新余熱利用施設

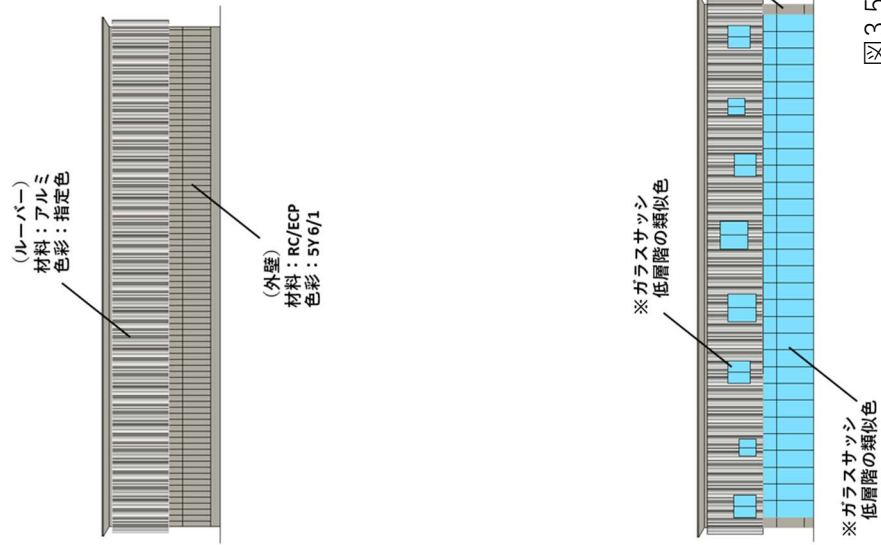


図3.5-5 2方向立面イメージ図 [シルバー案 (水面反射案)]

(2) カラフル案

本整備エリアは「3つのワ」をコンセプトに、人が集うエリアを目指すものとして
いることから、建物の外装としても賑わい感のある親しみやすい配色を採用する。

従来のアースカラーやモノトーンカラーをベースとしたごみ焼却施設の暗いイ
メージから脱却するため、9色を用いて、明るく楽しい雰囲気を演出。同じ色のルー
バー材が連続することがないように、ランダムに配色することで、他のごみ焼却施設に
ない唯一性のあるデザインとしている。

ルーバー材の配色・ピッチ・ユニットの考え方は以下の通り。

- ・ 配色 : カラー9色(各色は同じ割合) + シルバーカラー (20%)
- ・ ユニット: 9色+シルバーをランダムに配置したユニットを5種類作成し、ラ
ンダムに配置
- ・ カラフルルーバーを採用することにより、建築物の見付面積に占めるアクセ
ントカラーの割合は表3.5-1のとおりであり、いずれの面も1/10未満であるため、
沼津市景観計画の基準に適合している。

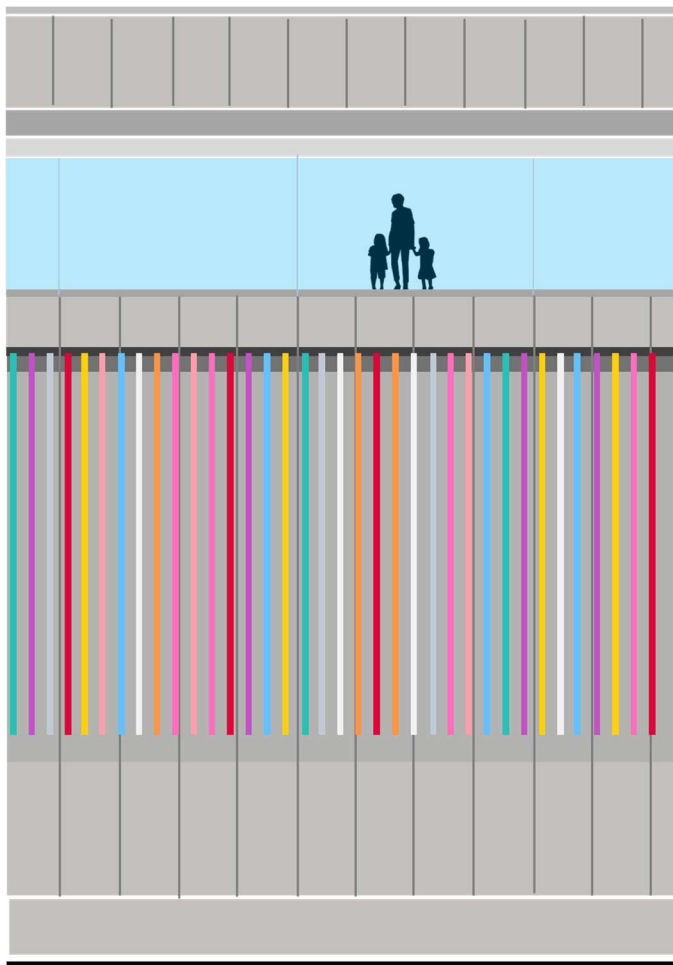
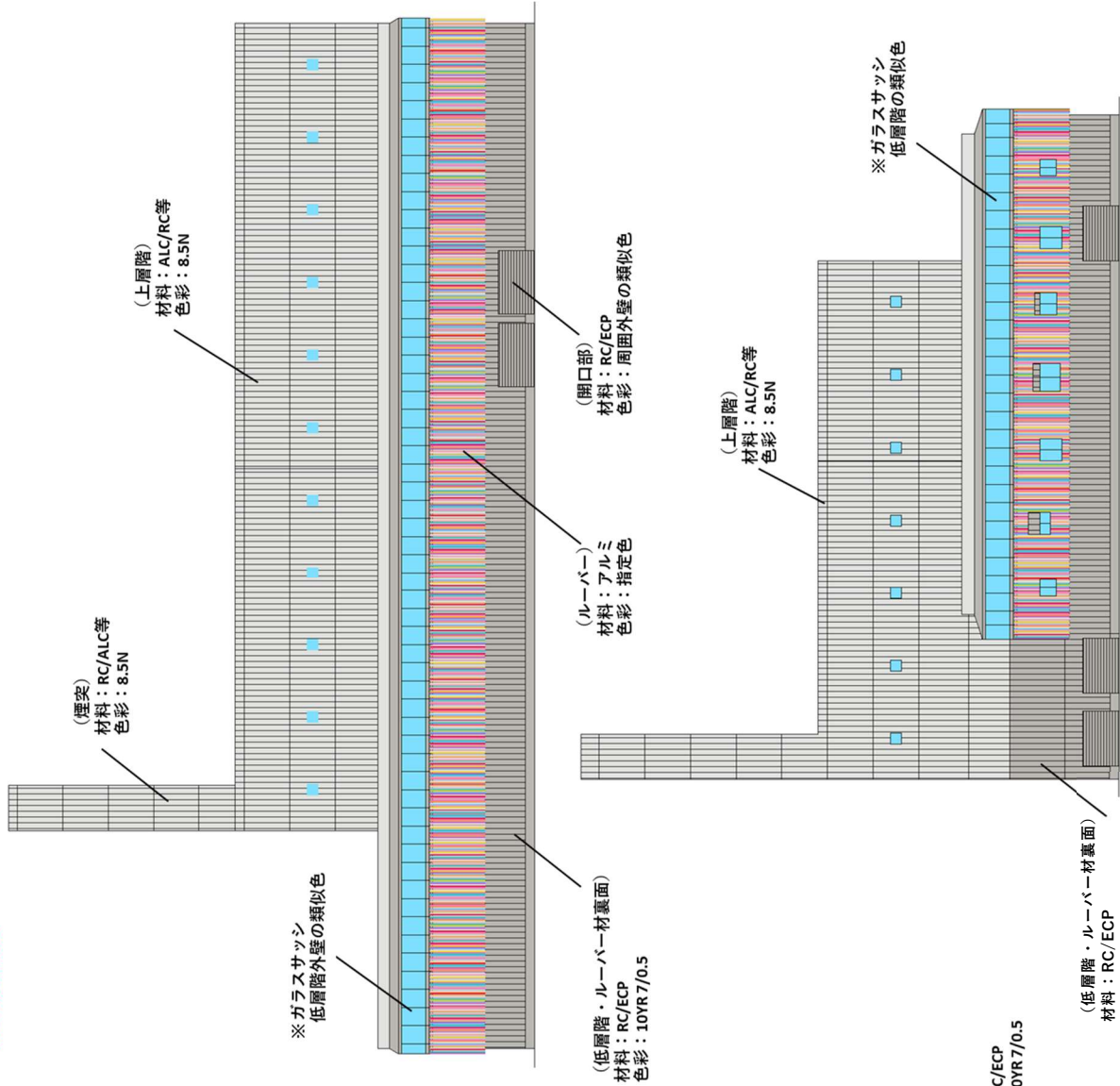


図3.5-6 ルーバーカラーイメージ図 [カラフル案]

表3.5-1 アクセントカラー割合

	新中間処理施設の各 立面の見付面積に占 めるアクセントカ ラーの割合 (ルーバー高さ 7.5m)
香貫山側	1.28%
前面道路側	5.95%
北側	1.32%
広場側	4.21%
合計	3.28%

新ごみ処理施設



新余熱利用施設

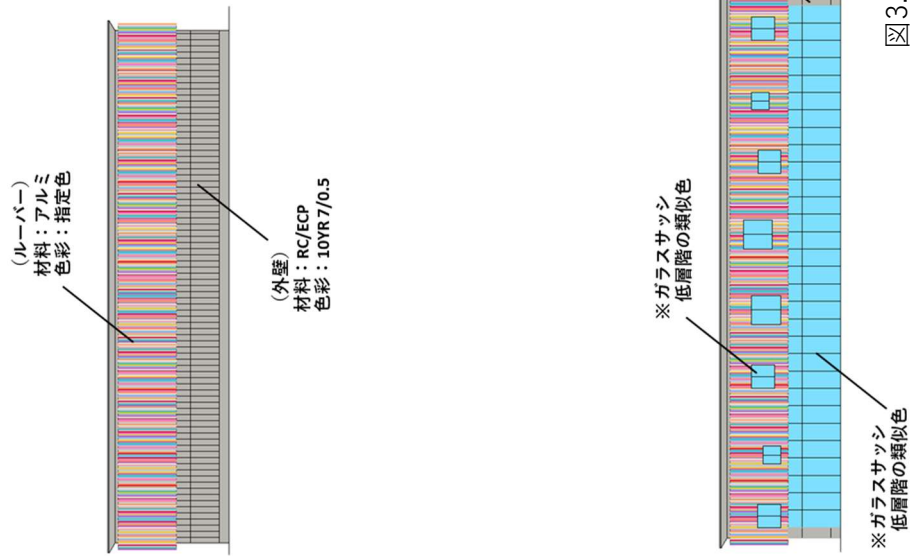


図3.5-7 2方向立面イメージ図 [カラフル案]

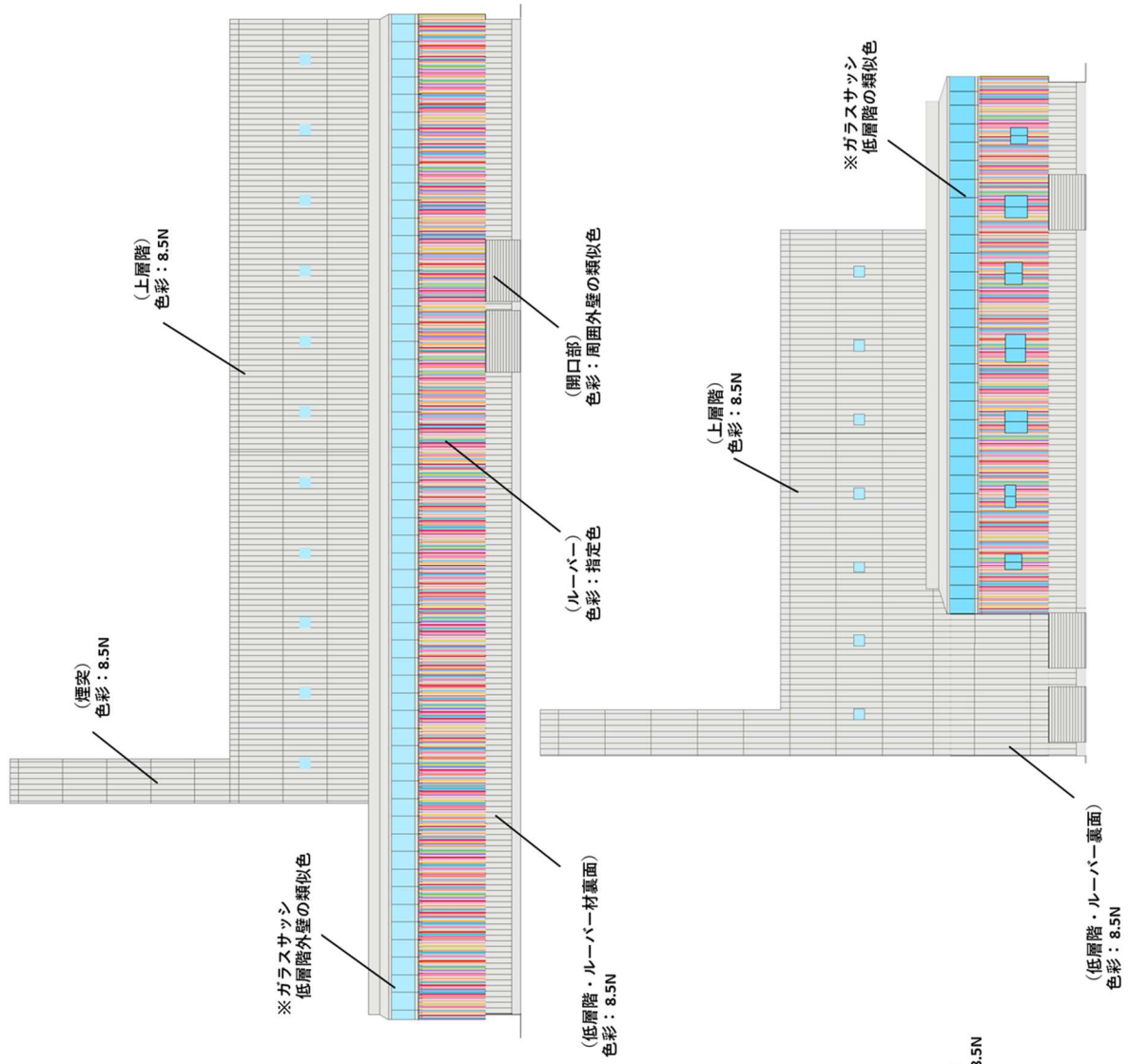
3.5.4 外観デザインの確定

令和6年1月25日に開催した「第3回沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト等検討委員会」では、図3.5.4 [シルバー案（水面反射案）] 及び図3.5.6 [カラフル案] に対して以下の意見が挙げられた。

- ・シルバー案、カラフル案、どちらの案でも良いデザインへの展開は可能である。シルバー案は、環境に無理なく溶け込み、シンプルなものにもオリジナリティのある施設デザインが実現されると思われる。カラフル案は、人々が集まる活発なイメージを与え、清掃工場としては、今までにない施設デザインが実現されると思われる。
- ・公共施設のデザインとしては、誘目性（人目を引くこと）を有しないことが基本であるが、施設の機能やコンセプトに基づいて設定されたということであれば、カラフル案でも問題はない。カラフル案にするということであれば、なぜこの色にしたのか、なぜこのデザインを採用したのか、市民及び事業者に対し、しっかりと説明する必要がある。
- ・色の鮮やかなルーバーを外装材として用いるのであれば、色落ち等の懸念もあるので、維持管理にも留意する必要がある。
- ・ごみ焼却施設のデザインとして2案を見比べたときに、一般的な意見としては、おそらく過半数の人がモノクロ案を選ぶことが想定される。一方で、今回のようにコンセプトに準じた人目を引きやすい建物デザインにしたいという目的があるのであれば、カラフル案を採用するというのも良い。
- ・他の公共施設の事例を見る限り、個人的にはモノクロ案が良いと考えるが、人目を引くことや、遠方からも視認できる位置に目立つ建物を建てること等に対する説明がつくのであれば、カラフル案でも良い。
- ・整備エリアの基本コンセプトにもあるように、長く市民に愛されてほしい、利用者からリピートしてほしいという思いを踏まえると、カラフル案が良い。
- ・周辺住民の方々は毎日目にするということとなるため、何かしらの配慮が必要。

上記の意見を踏まえ、周辺住民への配慮も考慮しつつ、外観デザインとしては、カラフル案をベースに検討を進める方針となった。また、外壁や開口部の色彩等については図3.5-8の通りとした。

新中間処理施設



新余熱利用施設

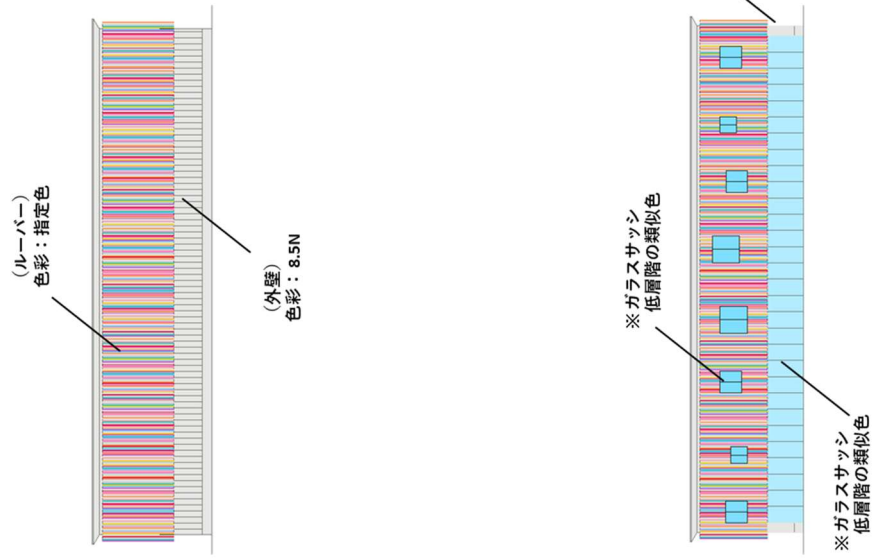


図3.5-8 2方向立面イメージ図 [最終調整案]

3.6 景観・緑化の検討

景観デザインの骨子にてまとめた景観・緑化の方針から、整備エリアの外構計画等について、基本的な考え方を以下にまとめる。

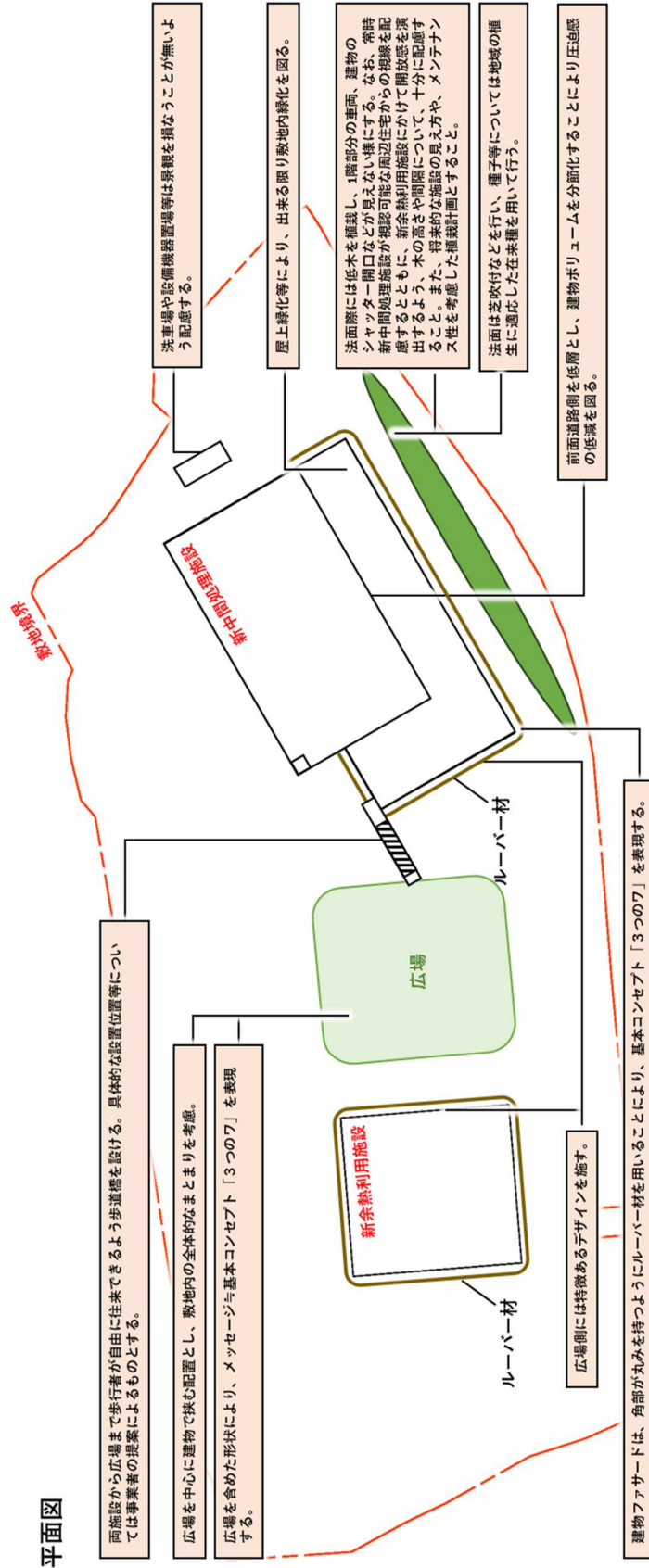
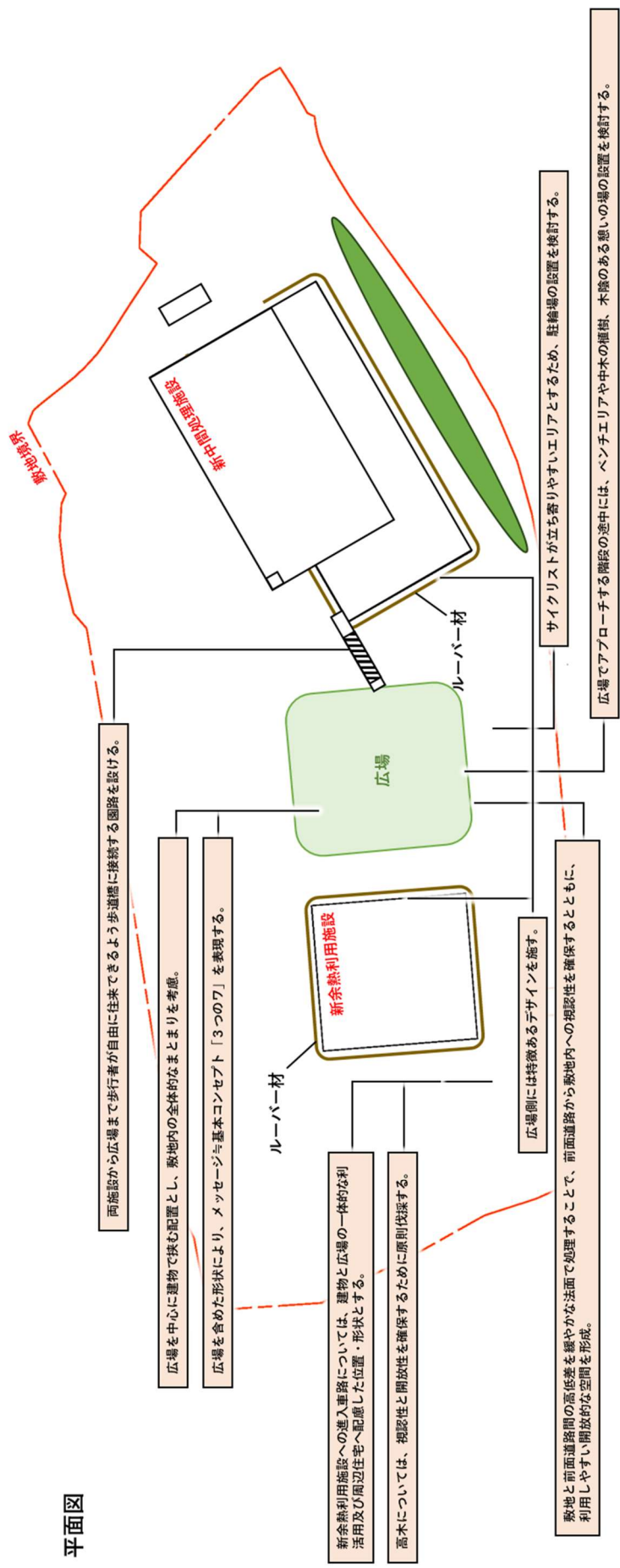


図3.6-1 景観・緑化に関する基本的な考え方 [新中間処理施設整備エリア]



平面図

図3.6-2 景観・緑化に関する基本的な考え方 [新余熱利用施設整備エリア]

3.7 パース図

これまでの検討を踏まえ、図3.7-1 パース図 [鳥瞰]、図3.7-2 パース図 [アイレベル] を作成した。



図3.7-1 パース図 [鳥瞰]



図3.7-2 パース図 [アイレベル]